第11回国土交通省独立行政法人評価委員会総会

2008年8月26日 (火)

【山口政策評価企画官】 それでは定刻でございますので、ただいまから第11回国土 交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。申しおくれましたが、私は事務局を務めさせていただいております政策評価企画官の山口と申します。

本日の議事進行につきまして、後ほど委員長の木村先生にお願いいたしますまでの間、 私が務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。それでは本 委員会の開催に当たりまして、国土交通省政策統括官の小島からごあいさつ申し上げます。

【小島政策統括官】 7月に政策統括官に着任いたしました小島でございます。本日は 足元の悪い中、また大変ご多用中にもかかわらず、委員、臨時委員の皆様方にご出席いた だきまして、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

委員長、各分科会長をはじめとする委員におかれましては、年度評価、中期目標評価等の独立行政法人評価につきまして、日ごろより大変多くの貴重なお時間を割いていただき、 大変質の高いご議論を賜っていると考えております。改めまして厚く御礼申し上げます。

本日の議題でございますが、まず昨年度第1期中期目標期間を終了いたしました6法人について、その中期目標期間業務実績評価についてご審議いただくこととしております。 これにつきましては、既に各分科会におきまして、各分科会長のもとご審議いただいているところではございますが、改めて評価委員会の場でご審議いただくというものでございます。

今回は、該当する法人が先ほど申しましたように6法人となっており、審議の量も多くなろうかと存じますが、忌憚のないご意見をいただいて、有意義なご議論をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきましては、本年3月の懇談会の場におきましてご説明させていただいたところでございますが、その後の状況について申し上げますと、5月に閣議決定され、先の通常国会に提出されましたが、成立に至らず、現在は閉会中審査案件という扱いになっております。独法通則法改正案の内容には当省の

独立行政法人評価委員会に関係する部分がございますので、本日改めまして事務局よりご 説明申し上げたいと存じます。

業務実績評価を行う評価委員会、分科会長懇談会等の場におきましては、これまでも折に触れ独立行政法人の評価の質的向上の問題につきまして、評価の基準のあり方、評価の実際の運用面、事務作業等さまざまな面からご議論、ご指摘をいただいてきているところでございます。

今後独法通則法の改正に伴い、独立行政法人評価委員会の一元化について政府部内での 調整が進められていくこととなりますが、国土交通省といたしましても、委員の先生方の ご意見や問題意識を十分に踏まえて対処してまいりたいと考えておりますので、引き続き のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご指摘を改めてお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山口政策評価企画官】 本日の委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員、合計 3 1 名の委員の先生方にご出席いただく予定となっております。若干遅れていらっしゃる 方がございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条第1項の規定により、議事を行うために必要な定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、委員の任命についてお知らせいたします。本委員の任期は2年となっているところでございます。今年4月及び6月には、ご任期満了に伴う選任がございました。お手元に「国土交通省独立行政法人評価委員会委員及び臨時委員名簿一覧」をお配りしております。名前とご所属との間にご再任(再)とご新任(新)の表記をさせていただいております。

ご新任の委員は、自動車事故対策機構分科会の山下前分科会長にかわってご就任いただいた慶應義塾大学の堀田委員でいらっしゃいます。堀田委員、よろしくお願い申し上げます。

その他のご再任の委員の先生のご紹介につきましては、お時間の関係もあり、まことに 恐縮ではございますが、お手元に配付させていただいております名簿一覧等と座席表をも ってかえさせていただきたいと思います。

また、本日議事の第2につきましては、その審議過程は非公開とさせていただいておりますので、関係者の方以外の皆様におかれましては議事の第2の開始前にご案内いたしま

すので、一旦ご退席をお願いいたします。第2の議題が終了した段階で、事務局からご入室をご案内いたします。

それでは、これ以降の議事進行を木村委員長にお願いしたいと存じます。木村委員長、 よろしくお願いいたします。

【木村委員長】 委員長を仰せつかっております木村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変お暑い中、またお足元のお悪い中、本会にお運びをいただきましてありがと うございました。早速でございますが、議事の第1番目、「中期目標の期間における業務の 実績に関する評価」についての審議を開始させていただきたいと思います。

既に事務局からお話がありましたとおり、この議事につきましては、その審議過程は非 公開となっております。そのことを申し添えたいと存じます。退出される方はいらっしゃ いますか。いらっしゃいませんね。よろしゅうございますね。

今回、中期目標期間における業務実績の評価を行います法人は、先ほど事務局からご案内ございましたように6法人でございます。鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、海上災害防止センター、空港周辺整備機構、並びに主管が文部科学省となっています宇宙航空研究開発機構、通称JAXAでございます。

6法人の業務実績の評価につきましては、既にそれぞれの分科会においてご議論いただいておりまして、8月中旬に業績評価の概要等の資料とともに6法人の業績の評価の結果を先生方のお手元に事務局からご送付申し上げているかと思います。また、分科会での議論につきましては、私のほうで本日午前中に十分な時間をとりまして、それぞれの分科会での議論の内容をお聞きいたしました。

その結果、私といたしましては分科会における議論を特に修正するという必要を認めませんでしたので、各分科会における評価結果を尊重するという形で各独立行政法人における中期目標期間中の業績評価につき、各分科会の評価書をそのまま委員長試案としていいのではないかと考えて、ここに出させていただいた次第でございます。

なお国土交通省が所管いたします全20法人の昨年度、平成19年度の業務実績の評価 結果についても同様に報告を受けたところであります。これについては、ご承知のとおり 分科会で決定できるということになっておりますので、その結果の概要を恒例によりまし て参考資料としてお手元にお配りさせていただいております。後ほどごらんいただければ と存じます。 本日は、先ほどから申し上げておりますように、中期目標期間の終わります6法人の評価についてご議論いただきたいと存じます。まず山口政策評価企画官のほうから、資料の1-1から1-6、並びに各法人の総括表について、ご説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【山口政策評価企画官】 それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にお配りしております資料は大変に多くて、大変恐縮でございますが、まず1枚目は議事次第、2枚目座席表、3枚目資料一覧というものを2枚つけさせていただいております。その後の本日の出席者一覧、その後3枚組でございますが、本委員会の委員、臨時委員の名簿でございます。その次に1枚紙ですが、業務実績評価についてです。その次、1枚紙ですが、本日議題としていただいております中期目標期間業務実績評価の対象法人一覧でございます。簡単に総合評価もつけさせていただいております。

そのあと資料1といたしまして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資料でクリップどめでつけさせていただいております。その次ですが、資料1-2ということで国際観光振興機構の資料でございます。その次でございますが、同じくクリップどめでとめてございますが、資料1-3ということで水資源機構の資料でございます。その次のクリップどめでございますが、資料1-4ということで海上災害防止センターの資料でございます。その次は資料1-5でございますが、空港周辺整備機構の資料でございます。その次のクリップどめでございますが、宇宙航空研究開発機構の資料でございます。以上が資料1の資料でございます。

続きまして、今度はカラー刷りが入っている資料ということで、資料2-1でございますが、この後ご説明させていただきます独法通則法の改正についての資料でございます。 資料2-2でございますが、その概要ということで内閣官房が作成した資料でございます。 資料2-3ですが、通則法案の概要でございます。

そのあとは参考資料ということで、参考資料1は本委員会における分科会の議決についての議決できる事項という資料でございます。参考資料2でございますが、本委員会の基本方針でございます。参考資料3でございますが、これも昨年出されました基本方針の判断基準にかかる指針でございます。参考資料6でございますが、独立行政法人整理合理化計画でございます。参考資料7ということで、その計画のポイント、参考資料8ということで、政策評価・独立行政法人評価委員会の方針でございます。参考資料9ということで、

今年1月に政策評価・独立行政法人評価委員会委員長から、本委員会木村委員長あてに出された意見でございます。資料の落丁等ございましたら、事務局までお申しつけお願い申し上げます。

では、資料1-1に基づきまして、中期目標期間実施期間における評価についてご説明させていただきます。まず、資料1-1は鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございます。 資料1-1の2つ目の資料で、少し横長の総括表という資料に基づいてご説明させていただきます。鉄運機構の中期目標期間の評価につきましては、35項目中SSが2つ、Sが12、Aが21項目ございます。

いろいろ項目が多数ございますので、ちょっとかいつまんでご説明させていただきます。 まずSSの事項が2項目ございます。まず1点目でございますが、資料の一番左の欄になります鉄道建設業務にかかる技術開発等ということでございます。良質な鉄道を経済的に安全かつ所定の工期内に建設するため、技術開発について計画的に新技術の開発・導入に取り組み、91件のテーマを選定して、中期目標を達成しております。このような技術開発への取り組みが評価されまして、土木学会や地盤工学会等から各種の賞を受賞しているところでございます。

また同じページの一番左の下の、上から3段落目のところですが、「さらに」のところでございます。品質の信頼性の向上を図るため、品質確保プロジェクトチームを結成して、低入札工事の品質管理強化対策の策定、施工管理体制の強化を実施。また、品質信頼性向上の取り組みに対して、文部科学大臣賞を受賞したところでございます。以上、鉄道建設にかかる技術開発でございます。

同じくSSの評価をいただいている項目としては、1枚めくっていただきまして、船舶 建造分野の技術力の活用ということでございます。船舶建造分野の技術力の活用として、 SESの計画段階での技術支援、建造段階での技術支援を実施しております。17年度以 降4隻のSESが就航して、環境負荷低減、操船性能の向上、船内環境の改善等に優れた 性能を発揮し、「物流環境大賞」や「シップ・オブ・ザ・イヤー」を受賞するなど外部から 評価をいただいているところでございます。

続きましてSの評価で、こちらもかいつまんでご説明させていただきます。1枚目、最初に戻っていただきまして、まず一番上でございます。鉄道建設コストの削減ということで、鉄道建設コストの縮減に向けてコスト構造改革プログラムを策定して、対14年度比で15%以上の削減の目標に対して、実績値として15.7%を達成しているところでござ

います。

また、そこからさらに2つ下に下がっていただきまして、鉄道建設業務における投資効果の向上ということです。技術開発等による工期短縮、コスト縮減を図りつつ、鉄道建設業務を着実に推進し、所定の工期内に工事を完成しております。下にいろいろな例を挙げておりますが、九州新幹線、つくばエクスプレス等の所定の工期内の工事を完成しているところでございます。

またSですが、1枚めくっていただきまして一番上でございます。鉄道建設業務にかかる受託事業等ということでございます。受託工事につきまして、中期目標期間中に中部国際空港連絡線、仙台空港線、愛知環状鉄道線の完成。都市鉄道利便増進事業については、整備主体としての採算見通し等の検討を進めて、速達性向上計画を作成したところでございます。

またSでございますが、その下2ページの下のほうでございます。今度は基礎的研究でございます。社会のニーズに沿った基礎的研究の推進。これについては、ステップアップ研究を16年度に創設して5課題を実施したところでございます。その結果、特許出願件数、研究成果発表件数ともに中期計画目標を達成しているところでございます。ちなみに特許では35、研究成果発表では608という件数でございます。

続きまして1枚めくっていただきまして、同じくS、一番上でございます。株式処分の円滑な実施ということで、JR西日本、JR東海の株の売却、3社の処分が完了したところでございます。また、その際に売却コストを縮減して、収入を確保しているところでございます。

2つ目でございますが、土地処分の円滑な実施でございます。土地処分については、地方公共団体と調整を要するものを除いてすべての土地を処分したところでございます。長年の懸案であった武蔵野操車場と梅田(北)の吹田信号場の2大プロジェクトにつきましても土地処分のめどがついているところでございます。

また、Sの一番下の船舶のほうでございますが、船舶共有建造業務にかかる未収金の発生防止及び回収促進ということでございます。未収金の発生率及び未収金残高は、数値目標を達成しているところでございます。発生率については、目標数値8.2に対して4.5%。未収金については111億円ということで、270億円が目標値なんですが、111億円ということで達成しているところでございます。

以上の個別の項目の評価を踏まえまして、また1枚目に戻っていただきます。総合評定

でございますが、Aという評定をいただいているところでございます。理由としましては、 各事業分野について目標を大幅に上回る成果を達成している。機構は担うべき役割に関し て地球温暖化対策推進の観点からの期待も高まっており、今後ますますの存在意義を発揮 することが望ましいと考えられるというところでございます。

以上、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の説明でございます。

続きまして資料1 - 2でございますが、国際観光振興機構でございます。こちらも横長の1枚表紙を取っていただきまして、総括表に基づいてご説明させていただきます。全項目18項目中Sが11、Aの項目が7というところでございます。SSとBとCについては、該当はございません。

まずSの事項について、かいつまんでご説明させていただきます。1つ目の一番上でございますが、業務効率の効率化に関する総合的な事項ということでございます。ビジット・ジャパン・キャンペーン事業推進チームの一員として積極的に関与して、具体的な事業を実現させました。こうした貢献の結果、訪日外国人旅行者数は835万人、14年度比で60%増という達成をしているところでございます。

またSの項目、1つ飛んで上から3番目でございます。業務運営の効率化の推進ということでございます。ここではウエブサイトのレンタルサーバーへの移設、グループウエアの納入の実施。一般管理費につきましては、目標値13%を上回る17%を達成しているところでございます。また運営費交付金対象業務につきましても、5%を上回る12.7%の達成というところでございます。

またSの項目で、下から2番目のところです。人件費削減の取り組みということでございます。こちらは役員報酬を17年から19年の3年間で段階的に削減しているところでございます。18年度に3割の職員に据え置きまたは削減を実施し、合計で3.97%の人件費の削減を達成しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、同じくSの項目でございます。上のところの外国人旅行者の来訪促進にかかる方策ということで、日本の認知度の向上ということでございます。ウエブサイトコンテンツ・リンク先の拡充によりまして、アクセス数を目標値よりも40%程度上回る193%を達成しているところでございます。メディア広報につきましても、462.7%の達成を果たしているところでございます。

続きまして同じくS、その下でございます。国際コンベンション等の誘致及び開催推進ということで、JNTOデータベースを活用して、国交省とともに開催都市を訪問して、

きめ細やかな誘致戦略を立てて、誘致活動を実施しております。その結果、48件達成しているところでございます。

その下でございますが、通訳案内士試験事務の代行でございます。通訳案内士試験については、受験言語の追加、外国での試験実施、試験免除制度を拡大、電子申請の導入等を 実施しているところでございます。

以上、Sの項目でございます。

続きましてAの事項でございます。まず1枚目に戻っていただきまして、組織運営でございます。ビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場であるシンガポールへの海外事務所の設置。通訳案内士の市場化テストの検討等を実施しているところでございます。2つ目でございます。その次の下ですが、外国人旅行者の来訪促進にかかる方策ということで、訪日ツアーの開発・造成・販売支援ということでございます。現地旅行会社に対するセミナー商談会を実施して、訪日ツアーの開発・造成を支援しているところでございます。

このような個別項目を受けまして、1枚目の右から2番目ですが、総合評定としてSという評定をいただいているところでございます。理由でございますが、JNTOは業務の質の向上及び業務運営の効率化に関して中期計画を策定し、この計画のもと業務を実施しております。第1期中期目標期間における業務実績は次のとおりであり、業務運営全般について優れた進捗状況にあるということでございます。

業務実績としまして1ですが、ビジット・ジャパン・キャンペーン (V J C) との連携。 V J Cへの積極的な貢献によって、先ほどの個別項目にもございましたが、訪日外国人旅行者数を835万人まで増加させているところでございます。

2番目ですが、業務運営の効率化ということで、職員の実績を適正に評価する仕組みの構築や能力開発への支援を行っています。また、(2)ウエブサイトのレンタルサーバーへの移設・活用等を行っています。その次のページですが、(3)は先ほどもご説明しましたが、3.97%の人件費の削減ということでございます。

3. ですが、業務の質の向上ということで、いろいろ調査統計関係刊行物への新規情報掲載量を23.3%増加させたとか、(2)ですが、アクセス数の増加、(3)コンベンション等の誘致活動の実施、(4)の通訳案内士試験の受験言語の追加等、(5)在外公館との連携、(6)の情報公開やプレスリリースの実施、(7)ウエブサイトバーナー広告の有料化などによって自己収入の増加等を行いました。また、会員を幅広く広げていったというようなことを理由としているところでございます。

以上、国際観光振興機構の評価でございます。

続きまして、資料1 - 3の水資源機構でございます。こちらも横長の総括表でご説明させていただきます。全部で25項目中Sの事項ということで6項目、Aの項目ということで19項目の評価をいただいているところでございます。

まず、Sの事項で主なものをご説明させていただきます。

まず一番上でございますが、事務的経費・人件費の削減ということで、事務的経費の節減につきましては中期目標を達成しているところでございます。人件費につきましても、本給の自主的カット等により、給与水準の適正化に取り組んでいるところでございます。2つ目でございますが、用水路等事業の計画的で的確な事業の実施ということでございます。房総導水路建設事業、愛知用水2期事業の完了。その他の用水路でも進捗が見られるところでございます。また該当地域において大規模地震対策や、石綿管除去対策という新規制度の導入と事業準備を実施しております。また、愛知用水2期事業の水路システムにつきましては、農業土木学会上野賞を受賞しているところでございます。

また1ページ目の下から2つ目でございますが、総合的なコストの縮減ということでございます。水資源機構コスト構造改革プログラムの推進によって、事業における計画・設計の見直し、新技術の活用等、また入札・契約の見直し等のコスト縮減策を講じて、コスト縮減率を16.9%まで達成したところでございます。また大規模な公共事業においては、その財政支出の平準化を図りつつ、工期の遅れに伴うコスト増を回避するために特定事業先行調整費制度を導入して、徳山ダム建設事業では計画どおり工事を実施して、コスト増を回避しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、Sの項目でございます。一番上でございますが、環境保全への配慮ということで、環境保全の取り組みとしてモニタリングやフラッシュ放流などを実施しているところでございます。また、同じページのSの項目の一番下の項目、技術力の維持・向上でございます。新技術の開発・研究への取組みということで技術5カ年計画を策定して、既設構造物の安全性と機能の確保などの8つの重点プロジェクトにおける課題に取り組むこととして、それについては19年のうちにすべて完了しているところでございます。

同じページでございますが、Aの項目で、2ページ目の一番上でございます。的確な施設管理及び安定的な水供給ということで、安定的な水供給・渇水対応等を行うなど施設の管理を的確に実施しているところでございます。また下から2番目でございますが、関係

機関との連携ということでございます。建設事業の廃止や事業実施計画の変更における調整・連携を着実に実施しているところでございます。また19年度からはトップコミュニケーションという情報交換の場を設けて、それを45回開催しているところでございます。以上、個別の項目の評価を受けまして、1枚目に戻っていただきたいと思います。右から2番目の総合評定でございますが、Aという評定をいただいているところでございます。理由としましては、独立行政法人評価委員会水資源分科会等合同会議、実は厚労省、農水省、経産省合同での会議で評価をしていただいているところでございますが、そこにおきまして各委員から多くの積極的な意見により熱心な議論をいただいて評価を決定したとこ

以上、水資源機構の評価でございます。

ろでございます。

続きまして資料1 - 4でございますが、海上災害防止センターでございます。こちらも 1 枚表紙をめくっていただきまして、横長の総括表でございます。全部で20項目ござい まして、そのうち4つにつきましてSの評価、16の項目につきましてAの評価をいただ いているところでございます。

こちらもまずSの個別項目でございます。まず一番上の一般管理費につきましては、25.2%の削減を達成しているところでございます。また2番目の人件費でございますが、8.25%に相当する額を削減しているところでございます。上から3つ目の事業費につきましても、10.9%を削減し、いずれも中期計画の目標値を大きく達成しているところでございます。

続きまして1枚目の一番下でございますが、防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討ということでございます。17年度、有識者による海上防災事業にかかる検討会を3回開催して、平時における防災措置業務のあり方に焦点を当て、今後のあり方について検討を行って、検討結果を取りまとめたところでございます。また、19年には25カ所の基地にHNS、すなわち有害液体物質の資機材を配置するとともに、防災事業者と契約を結んでHNS防除に関して必要な資格を要する要員を確保しているところでございます。また、今年の2月までにHNS事故対応支援ネットワークを整備するなど、HNS事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することが可能な体制を構築したところでございます。

またAの事項でございます。上から2番目ですが、給与体系の見直しということでございます。職員俸給表の水準の引き下げ4.8%、役員給与の月額6.7%の削減等を行って、

給与体系の見直しを図ったところでございます。

このような個別事項を受けまして、総合評定でございますが、Aという評定を受けているところでございます。評定の理由としまして、各年度の業務実績評価は順調であり、中期目標の達成状況として着実な実績を上げるとともに、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として重要な役割を果たしていると認められるというところでございます。

以上が海上災害防止センターの説明でございます。

続きまして資料1 - 5 でございますが、空港周辺整備機構でございます。こちらは全部で22の項目がございます。そのうちSSが3つ、Sが7つ、Aが12の項目を評価いただいているところでございます。こちらもかいつまんでお話しします。

まずSSでございますが、一番上の共同住宅でございます。特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえて、17年度までにすべての共同住宅を処分したところでございます。

また1ページ目の一番下でございますが、中村地区整備にかかる移転補償でございます。 中村地区整備協議会と意見・情報交換を行うとともに地元自治体と関係機関が行う調整会 議に参加して、連絡・情報交換を行って地域住民の意向把握に努めたほか、直接訪問し、 相談に応じる等に努めた結果、2枚目になりますが、移転補償対象数208棟について、 すべて移転補償契約を締結したところでございます。

続きましてSの項目でございますが、2ページ目の上から2番目でございます。財務内容の改善に関する事項ということでございます。予算、収支計画及び資金計画については随意契約の適正化への取り組みにより、一般競争入札の対象の拡大を図るなどによって経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ったところでございます。また欠損金につきましては92%圧縮し、未収家賃については一応全額回収しているところでございます。

Aの項目でございますが、1枚まためくっていただきまして、給与体系の見直しというところでございます。人事院勧告に準拠して、役職員の給与・退職手当の見直しを行ったところでございます。その結果、ラスパイレス指数としましては109.1%まで下がったというところでございます。

以上の個別事項の評価を受けまして、また1枚目に戻っていただきたいのですが、特に SSの事項を受ける形で、総合評定としてはSという評定をいただいているところでござ います。理由につきましては、下のところに記述しておりますが、特筆すべき優れた実績 あるいは優れた実績を上げている事項が機構の事業及び中期目標において重要な事項に位 置づけられている項目であることによります。その中でもとりわけて特筆すべき優れた実 績を上げていると言えますのが、大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区における移転 補償でございます。

中村地区問題の発生原因というのは、戦中・戦後にさかのぼって、そういう歴史的背景 及び問題解決に向けて長い年月を要したことから、本件にかかる移転補償の実施には多く の問題や障害があった。しかし、関係機関や地元住民との調整を頻繁に行い、その結果、 今中期期間中において208棟すべてについて移転補償契約が締結できた。このことが単 に機構が中期目標を達成したという事柄以上の大きな成果ということでございます。そう いう理由から、Sという評定をいただいているところでございます。

以上、空港周辺整備機構の評価でございます。

続きまして資料1 - 6 でございますが、宇宙航空研究開発機構いわゆる J A X A の評価 でございます。横長の総括表をご覧いただきたいと思います。全項目38項目中Sの事項が11、Aの事項が27でございます。個別項目についてかいつまんでご説明させていた だきます。

まず1枚目のSの項目でございます。静止気象衛星5号でございます。気象衛星「ひまわり」シリーズからの観測データが数値気象予報モデルに取り込まれたことにより、予報精度を向上させたということでございます。また台風の連続的観測が可能となったことにより、アジア・オセアニア地域の台風被害軽減に大きく貢献したところでございます。

2つ目の括弧でございますが、追跡管制設備の整備・運用でございます。運用費の10%の圧縮かつ98%の高い運用達成率を維持して、衛星の安定運用に大きく貢献したところでございます。また世界で初めて月の裏側の実測データに基づく精度の高い重力場モデルの構築に貢献したところでございます。

括弧の3つ目でございますが、宇宙インフラの運用でございます。データ中継技術衛星 (こだま)の利用によって、災害発生時の緊急観測によるデータ提供を1時間以内に可能 としたところでございます。またブラジルの森林伐採監視等大容量データの伝送に大きく 貢献しているところでございます。

括弧の下から2番目でございますが、H-IIAロケットでございます。大型国産ロケットとして初めて8機連続成功を達成し、成功率93%として信頼性の確立を図ったところでございます。また、8号機、9号機の打ち上げ関連作業については、短期間の連続打ち上げに成功したところでございます。さらに、約1年の短期間に5機の打ち上げに成功するなど、運用が柔軟に対応可能であることを実証したところでございます。

また、Aの事項の一番上でございますが、技術基盤の維持・強化ということで、宇宙用部品の認定について、より企業に自由度を持たせた製造企業認定制度を導入。専門技術グループを再編し、ニーズに対応した研究開発を行うことによって、プロジェクトの確実な遂行に貢献したところとでございます。

このような評価を受けて、総合的にはSという評定をいただいているところでございます。評定理由でございますが、国土交通省は気象行政を通じて国民に的確な気象情報を提供することにより、自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展などの実現を図るとともに気象業務に関する国際協力を推進している。このため宇宙航空研究開発機構の第1期中期目標期間の業務実績評価に当たり、静止気象衛星5号の運用にかかる実績について詳細に評価するとともに、後継機である運輸多目的衛星の打ち上げと追跡管制業務にかかる実績、さらに国土の総合的かつ体系的な保全を図る観点から災害により被害の最小化に必要な防災・危機管理や地球環境等に関する実績についても重点的に評価を行ったということでございます。

全部で38項目の評価の中で、国土交通省行政にかかる重点的評価事項に該当する評価項目を最重要視して、総合的にはSとしたということでございます。

以上がJAXAの評価でございます。

以上、対象の6法人についての説明を終わらせていただきます。

【委員】 ありがとうございました。

以上、お聞きいただきましたように、最後の文部省所管のJAXAについては、気象衛星に関する業務については国土交通省共管になっておりますので、これを含めて6法人についての分科会での評価の結果をかいつまんで、ご説明いただきました。

それぞれの評価については各分科会で集中的にご議論いただいておりますので、特に問題ないと私個人は判断いたしますが、なおご質問等ございましたらお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【委員】 文章の表現なんですが、水資源機構のところですが、最初の人件費のところです。「本給の自主的カットによる給与水準の適正化に取組」ということは、どういう意味なんでしょうか。給与水準を見直して、何か変えたというのはあちこちに書いてありますが、自主的カットというのは何か問題があったからカットしたのかというふうにも読み取れるのですが、どういうことでしょうか。

【委員】 確かに表現に問題がありますね。どうぞ、課長。

【西川水資源政策課長】 水資源政策課長でございます。別に問題があったからカット したということではございません。水資源機構の仕事の性格上、どうしてもラスパイレス 指数が高く出がちな構図になっておりますので、そういうことを勘案して、給与の水準を 下げるということをやっております。

【委員】 表現が「自主的カット」ということになっており、それが何かあったからカットしたのではないかという風にとられるのではないかというご指摘だと思います。

【西川水資源政策課長】 別に問題があったからということではございません。

【委員】 では、表現の修正をお願いします。

【委員】 給与水準を見直して、ということならわかるのですが、自主的カットというと何かトラブルがあってカットしたように。

【委員】 おっしゃるとおりだと思います。その辺は修正させていただきます。ありが とうございました。

どうぞ。

【委員】 最初の鉄道建設・運輸施設整備支援機構ですが、ほかの機構の評価と比較して、総合評定がこの機構はSSの事項が結構位置づけられているのですが、なぜAなんですか。理由がよくわからないのです。ほかの機構ではSSがなくてもSという評価をつけているものですから、ほかとのバランスを考えると、なぜここはSではなくてAなのかという理由がもしあれば。

【委員】 これはどうしましょう。分科会長は今日はいらしていますか。

【委員】 代理で私が説明いたします。

【委員】 ほかの省庁でもこのようなことは起きています。と言いますのは、今先生がおっしゃいましたように、SSがなくても結果的にSがついてしまうことは、Sの事項がある程度あって、しかもそれが中心的な業務になっている場合はあり得ると思います。

先ほどの「空港周辺」のところでSはそれほどたくさんはないのですが、極めて主要かつ重要な業務についてSSがついたのでSとしたというお答えがありましたが、そういうことはあり得るのではないかと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

【委員】 これに関しましては、分科会で適正に議論させていただきましたが、基本的には項目の一番多いところ、すなわち、評価でSSが2、Sが12、Aが21ということで、その評価点分布にしたがってつけるということにしました。中身的には機構の本来の

主要業務であります鉄道建設及び船舶の技術に関してはSSという非常に良い評価をいただいていますが、ルール的に評価点をつけた場合にAになるということで、ご理解をいただきたいと思います。すなわち、中身としては十分に立派なことをやっていると胸を張れると思うのですが、表現上こういう形になるというものです。別にこれが悪いという意味ではなくて、十分に胸を張って言える中身だと思っています。

ただし、どうしても表現のSとかAとかだけを見ると確かに小林委員のご意見の印象を与えるのですが、むしろ点のつけ方は総務省や本委員会のガイドラインのところに出ておりますので、そこを見ていただきながら、この評価の値を見ていただけばご理解いただけると存じます。もし、瓦林財務課長のほうからも補足をいただけるようでしたら、お願いいたします。

【瓦林財務課長】 鉄道局財務課でございます。今先生からお話がありましたとおり、 基本的には最頻の評価をいただくということで、先生方でご議論いただきまして、SSが 2、Sが12、Aが21ということで一番多いAになったというご議論が行われたという ことでございます。

【委員】 わかりました。

【委員】 ほかに、どうぞ。

【委員】 空港周辺整備機構分科会会長の盛岡でございます。逆に空港周辺整備機構の場合でございますが、最頻ということになりますとAの事項が一番多くて12ということになりますので、判断としてSにすることの妥当性が問われるかと思いますが、ただ今委員長がおっしゃったように、周辺整備機構の場合には共同住宅の処分、それから中村地区の50年にわたる移転の問題について解決した。この中で空港周辺整備機構が果たした役割は非常に大きいということで、中核的な事業に関する特筆すべき優れた点というところを評価して、分科会全員で一致した意見として我々としてはSとしたということでございますので、ご了承をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 ありがとうございました。先ほどご発言がありましたように、省庁によってはSABCであったりABCDであったりするのですが、それにある係数を掛けてトータルして出すところもあるのですが、そうすると機械的になってしまって、今先生がご発言になったようなことが盛り込めないという問題があります。大変な問題をやっと解決したという場合、それが盛り込まれたので、そのようなやり方をやめた所もあるようです。分科会での議論を優先するということで、ご決定をいただいているようです。やってみたけ

れども、結局うまくいかないというケースが多いようです。 はい、どうぞ。

【委員】 2点ございまして、1点目が水資源機構で総合評定の評定の理由のところが「各委員から多くの積極的な意見により熱心な議論を行い、各項目の評価を決定した」ということしか書いてございませんで、ほかのところでは、もう少しこういうふうにお仕事をしているからAなりSなりというふうにありますので、これは所管が複数にわたるからこう書かざるを得なかったのかどうかという質問が1点でございます。

それからもう1つは、今ざっと説明していただいただけの感想なのですが、コストをどれだけカットするかというのは、すべての独立行政法人で横断的になる問題です。このカット率が目標よりも少し上回るとSにしているところとAにしているところがあるので、この点の評価が独立行政法人の評価が法人ごとに若干ばらけるかなという気がいたしました。

以上です。

【委員】 2番目のところはご意見として伺っておきまして、1番目はいかがでしょうか。何かありましたらお願いします。

【委員】 水資源のほうは4省の共管になっておりまして、国交省から6人、厚労、農水、経産から各3人で、トータル15人の委員でやっている大変な会議なのです。それで、多分これらの資料を比較してごらんになったらわかると思うのですが、総合評定に関しても、事前の意見と分科会を実施したときの意見が大量に出てきております。多分一番多いですね。

多数の意見の中から合意を得たということで詳しく説明しようと思ったら、幾らでもできるのです。ともかく15人の委員から事前の意見書も分厚くなるくらいに出てきておりますし、当日も非常に多数の意見が出てきています。ですから、もう少し書いたほうがよかったかもしれません。ちょっと書き方が簡単であったかもしれませんね。

【委員】 ご質問の趣旨も理解できますが、今ご説明頂いたような事情もありますので、 事務局で工夫して「こういうところにメリットがあった」ということをもう少し書き込ん で頂けますか。おそらくJAXAも気象衛星のことについては、ここに書いてあるような ことを書くのではないかと思いますので、少し工夫してみましょう。この点についてはお 任せいただきたいと思います。

ほかによろしゅうございますか。どうぞ。

【委員】 いただいた資料の中で参考資料9というのがございまして、政独委のほうから木村委員長あてに今年の1月31日の日付で、いくつか個別の独法ごとに政独委側から指摘された事項がございます。これ自体は、18年度のものについての指摘でございますから、19年度中の評価の中で当然どこかに反映されているかとは思いますので、今後で結構なのですが、この指摘事項については、明示的に個別的に取り上げ、例えば、これについてはこういうふうに考えているとか、あるいはこういうプロセスであるとか、こういう意見が出て、それに対して各独法にはこういう事情があって、それは無理だとか、あるいはその指摘はもっともだから、このように対処しているですとか、そういうやりとりの経過を、この会議より前に、事前にお示しいただければ、短い時間でも我々は相対的に重要な事項に絞って議論できるのではないかと思いますので、そういうふうにしていただけたらと思います。

【委員】 ありがとうございました。実は午前中私が伺ったときにはそのことをしつこく聞いておりまして、それに対してお答えはいただいています。それをまとめてこの会議にお配りするのが一番よかったかと思うのですが、それができませんでしたので、改めてそれについても事務局のほうでやって頂きたいと思います。

これは自分の所属する独立行政法人についても、言われたことに対してはできるだけやっております。もちろんできないところもありますが、その辺はちょっと山口企画官にまとめていただいて、後で各委員にお送りいただくということでよろしいですか。

【山口政策評価企画官】 はい。ほぼ大体対処しておりますので、そこをまとめてまたちょっと。

【委員】 おっしゃりたいのは、できないこともあるから、それも書けということだと 思います。

【山口政策評価企画官】 承知いたしました。

【委員】 結局一方通行の意見だけなので、ここまでやったけれど、それ以上できないのはなぜかということをむしろ知りたいということです。

【委員】 わかりました。では、よろしくお願いします。

【山口政策評価企画官】 では、ちょっと準備させていただきたいと思います。

【委員】 どうぞ、竹田評価官。

【竹田政策評価官】 1点だけ補足させていただきますと、年度評価に対する意見なものですから、分科会の中で審議して頂いていまして、本委員会では準備していないと思う

のです。

【委員】 なるほど。

【竹田政策評価官】 参考になると思うので、それは今後準備させて頂くということで。

【委員】 ぜひ、そうしてください。

ほかには、よろしゅうございましょうか。

それでは、いくつかご意見が出ましたので、宿題として受け取らせていただきまして、 処理をさせていただきたいと思います。特に評価結果を変えろというご意見はございませ んでしたので、この結果をいただくということにしたいと存じます。ありがとうございま した。

それでは、傍聴人は今日はいらっしゃいませんね。

では、続けてやらせていただきます。「その他報告事項」でございます。特に独立行政法 人整理合理化計画、先ほども山口政策評価企画官のほうからお話がありましたが、この点 を含めてご報告をお願いいたします。

【山口政策評価企画官】 それでは、資料2-1、2-2に基づき、ご説明させていただきます。 3月の懇談会でも若干お話があったのかとは思いますし、昨年も3月にあったと思いますが、独立行政法人通則法の改正についての動きについてご説明したいと思います。資料2-1、2-2、2-3とございますが、資料2-1に基づいてご説明させていただきたいと思います。

まずスケジュールですが、資料2-1の一番最後をごらんいただきたいと思います。実はこの法律は、先ほど統括官からのごあいさつの中にもございましたが、4月25日に閣議決定して国会提出をしたところでございます。まだそういう意味で言うと審議がされないまま、いわゆる継続審議扱いということになっております。

したがいまして、新聞報道では今度の9月とかいろいろありますが、早ければ次の臨時 国会で審議がなされるということで、そういう意味で言いますと、まだ成立しているもの ではございません。ただ、政府部内としては国会に提出しているという位置づけでござい ます。

それでは、中身についてご説明させていただきます。まず1枚目でございますが、評価機関一元化関係ということで、幾つか項目がございます。総務省に新たに「独立行政法人評価委員会」(評価委)を置くこととしております。委員は総理大臣任命で非常勤ということで、いわゆる八条機関の委員会ということで総務省設置の委員会ということでございま

す。

3つ目ですが、評価委員会は、関係行政機関の長または独法の長・監事に資料提出等必要な協力を求め、または調査をすることができるということでございます。また独法の役員も内閣の承認を得て、主務大臣が任命するという仕組みになっております。

1枚めくっていただきますと、どんな位置づけなのかというとポンチ絵で示させていただいております。左側が現状になり、右側が新たな通則法改正後でございます。要は今まで各省ごとに評価委員会、本委員会みたいに、経産省、総務省それぞれ評価委員会がございました。これが主務大臣が任命して各省の評価委員会を置いている。また、総務省におきましては、さらに政策評価・独立行政法人評価委員会があるという形になっています。

これが新たな通則法改正によりまして、右側の図になります。各省の評価委員会というものはなくなって、総務省設置の総理大臣任命の独立行政法人評価委員会という組織をつくるというところでございます。ここに書いておりますが、役員の解任勧告や総務省設置の委員会が主務大臣に行うことができるというような形になっております。とりあえず位置づけとしては総務省設置の委員会でございます。

業務としてはどんな業務になるのかということでございますが、2枚めくっていただきまして、8ページの図をごらんいただきたいと思います。では、どんな形になるのかということでございますが、現状は、本委員会が国交省所管の独立行政法人から実績報告を受けまして、これを評価する。左側の現状でございますが、①②とあります。実績報告して評価をする。評価して、当省の評価委員会が総務省の政独委に評価結果を通知して、それを受けて政独委が本委員会に意見を出すというような仕組みとなっているところでございます。

これが通則法改正によりまして、所管の独立行政法人は主務大臣を経由して、実績報告・自己評価を出す。①でございます。それに対して、主務大臣が実績報告と自己評価について意見付記して指示案を提示して、総務省の独立行政法人評価委員会のほうに提出するというふうになっております。これを受けて総務省の独立行政法人評価委員会は評価もしくは勧告を行って、それを受けた主務大臣は独立行政法人に指示を行うという仕組みになっております。総務省の委員会は評価の報告を総理大臣に行い、また特に必要があるというときには意見具申を行うという流れとなっているところでございます。これが各年度ごとの評価の仕組みでございます。

次の上の9ページをご覧いただきます。中期目標期間終了時はどうなるのかということ

でございますが、現在は中期目標期間の終了の前の年に見直しを行う。その場合には、主務大臣が各省の評価委員会、本委員会に意見聴取をするという仕組みをとっておりますが、右側の通則法改正後でございますが、これは各所管の独立行政法人が同じく主務大臣を経由しまして、実績報告・自己評価を行って、それを受けて主務大臣が意見付記・措置案を提示して、総務省の委員会のほうに提出する。

これを受けて総務省の委員会が評価・勧告を行って、その中には主要事務事業の改廃に 必要な事項というようなものを勧告して、それを受けて大臣が所要の措置を行うというこ とになっております。また、総務省の委員会は総理大臣に報告、また必要のあるときには 意見具申を行うというような仕組みになっております。

あとは本委員会がやっていた業務としては、多くは分科会での審議事項にはなるのですが、業務方法書の認可や財務諸表の承認の場合の意見聴取、資料10ページになりますが、ここの手続につきましては一応簡略化されることとなっております。端的に言いますと、利益及び損失の処理とか不要財産の処分、もしくは借入金の認可などについては全く要らないのですが、それ以外の業務方法書の認可、財務諸表については委員会への通知で終わるというような仕組みとなっているところでございます。

その次のページになりますが、資料の11ページでございます。新たな総務省の評価委員会のほうで、最初の1枚紙のほうでも若干触れたのですが、新たな権限ということで各省の評価委員会というのは主務大臣に対して資料提出・説明等の協力要求を行って、直接法人に対して何らかの調査はできない状況になっていたのですが、新たな総務省の委員会では資料の提出・説明等その他協力要求というのを行ったり、特に必要があると認めるときには調査を直接行うことができる。そのような形になっているところでございます。大体そういうような改正でございます。

その他の通則法の改正で資料12ページでございますが、人事の評価の一元化、監事・会計監査人の職務権限の充実強化とか内部統制システム、再就職規制など、そういったものも全部ひっくるめまして通則法改正ということで現在提出しているところでございます。 以上、大変雑駁ですが、独法通則法改正の説明を終わらせていただきます。

関連で、続きまして参考資料の6でございますが、独法整理合理化計画ということでご ざいます。こちらでは評価委員会の関係でございますと、前回の懇談会の際にもご説明さ せていただいたと思うんですが、かいつまんでご説明させていただきます。

「整理合理化計画」の7ページでございますが、事後評価のあり方ということで、先ほ

どの通則法の改正も7ページの⑥の力のところでございますが、そういうようなものが盛り込まれているところでございます。あとはいろいろ書いておりますが、⑥のエのところでございますが、これはすぐに対応するよう総務省から指示を受けたということで評価委員会は独立行政法人評価の際、業務・マネジメント等にかかる国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させるということが盛り込まれているところでございます。

これは総務省からは19年度の評価においても取り組むようにということで、実は実績評価につきましては、各分科会にお願い申し上げまして国民の意見募集、パブリック・コメント等を全法人においてやっていただいたというところでございます。

以上、大変雑駁で申しわけございませんが、その他の報告事項ということでご説明させていただきました。以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございました。

お聞きいただきましたように、まだ決まっておりませんけれども、評価のやり方が相当 変わるということでございますが、これにつきまして、何かご意見等ございますでしょう か。

はい、どうぞ。

【松尾委員】 水資源機構の議長の松尾です。この一元化の問題が取りざたされたというか、出てきましたころから大変強い危惧を表明してきました。ここにいらっしゃる委員の方々はどの分科会も多種多様な専門分野を含んでいるわけで、大変難しい問題を抱えておりますね。それらを非常に限られた少人数の方々が全体的な評価をされるということには、大変強い危惧を抱いておりますので、きちんとした強い要望を出していただきたいと私は思っております。

なるべく簡単にお話しします。例えば先ほど申し上げたように、水資源の場合は4つの省庁が共管でやっておりまして、先ほどは詳しく申し上げませんでしたが、事前のレクチャーを徹底してやって、各委員から事前の評定とそれに至る意見書を全部出してもらっております。それらの結果を工夫して、当日の合同分科会でやっていくわけであります。技術に関する問題ですから、例えば国交省は主務官庁ですが、それと経産、農水はそれぞれカルチャーも違うし、扱っている問題も違うわけです。いろいろな問題が含まれている。何を言いたいかと言いますと、経済官庁、技術官庁という言い方が適切かどうかわかりませんが、少なくとも技術の問題が非常にウエイトを高く占めているような、皆さんが抱えていらっしゃる国交省のような分科会のところでは、少人数の方々だけで専門分野のこと

をきちんとわかって適正な評価をなさるということが果たして可能だろうかということを 前から感じております。

ですから、私も大学関係で評価、評価、評価ばかりでやってきましたが、評価することが改善することにつながらない場合があるわけです。改悪に至ったのでは何もならない。もう一言でやめますが、こういう一元化で進んでいくとすれば、ぜひともほんとうに適正な、的確な評価ができる方法論をきちんと考えていただきたいということを、ぜひ国交省の関係から強い要望として、木村先生あたりから関連の委員会に出られたときにお話しいただければ大変結構かと思います。

以上です。

【木村委員長】 ありがとうございました。

今の松尾先生のご発言については、色刷りの資料の2-3を見ていただけば非常にわかりやすいと思います。改正後、右側に書かれていますように、独立行政法人評価委員会は総務省に置かれるようです。問題は、その下に101、これは統合されますから100は切れるのでしょうか、90幾つになるのだと思いますが、90幾つの独立行政法人がぶら下がっているわけです。この図を見ると、独立行政法人評価委員会が直接それぞれについて一気に評価委員会だけで評価するようになっておりますが、私はこれは不可能だと思います。

ですから、結局、分科会、あるいはワーキング・グループのようなものをつくらざるを得ないだろうと思います。現在は101の独立行政法人の評価にかかわっておられる方はトータルすると相当の数になりますね。どのぐらいになりますか。経産省でも全部で40人ぐらいですから、国土交通省はもっと多いですよね。

【小島政策統括官】 100人弱でございます。

【木村委員長】 国土交通省は100で、20法人ありますので、平均すると1法人につき5人。ということは、多分現在500人から600人の方が101の独立行政法人の評価にかかわっておられるのだと思いますが、新しい制度で幾らワーキング・グループをつくっても600人ぐらいのワーキング・グループは組織できないだろうと思います。そうすると結局、今松尾先生のご心配のように小さなワーキング・グループになってしまって、ほんとうに専門的な立場、殊に技術的なことが見られなくなるのではないかと思っています。

これまで、制度政策をしている人たちに我々の意見を言う機会は与えられておりません。

ですから、今のところは各省の事務局から言っていただくよりしかたがないということです。評価委員長会議を一度開いてくれればと思っています。

個人的には、制度の設計自体に無理があるように思います。少し言い過ぎかもしれませんが、評価が外形標準についてだけの評価になる可能性があるのではないでしょうか。ラスパイレス指数、随契のプロポーションそのようなものについてだけ見るという評価にはならないと良いのですが。

【小島政策統括官】 冒頭のごあいさつでも申し上げましたとおり、今まさに国会、立 法府の手にゆだねられておりますので、この改正案そのものについて云々することはでき ませんが、仮にこの政府案のとおりに可決成立したあと施行までの期間に、おそらく政府 間の調整をしっかりやった上で今の委員の皆様方のご意見を踏まえて、やはりほんとうに あり得べき評価のあり方が継続してなされるように努力してまいりたいと思いますので、 また引き続きご指導・ご支援をお願いしたいと思います。

【木村委員長】 ほかにご意見ございませんでしょうか。

何か事務局のほうでございますでしょうか。今日宿題がいくつか出ましたので、その辺 もきちんとやっていただきたいと思います。ほかに何か。

山口企画官、どうぞ。あとは報告を。

【山口政策評価企画官】 報告は特段ございません。

先ほど統括官からもお話がございましたように、通則法の改正は多分これから政府部内でいろいろ調整が始まる。法律が通った後ですからあると思いますので、その際にはぜひとも先生方からいただいたご意見等を踏まえて対応していきたいなと思っております。

また動き等ございましたら、その都度先生方には資料等お送りさせていただければなというふうに思っております。

【木村委員長】 ありがとうございました。

今の動きでいきますと、この種の評価は来年で多分終わりになるだろうと思います。ということは、もう一度はやるということですよね。

【小島政策統括官】 一応仮にこの次の臨時国会で成立いたしましてから、2年以内に施行日を決めるということでございますから、準備はどの程度かかるかと思いますが、少なくともあと一回は最低あろうかとは思います。いずれにせよ、国会審議の状況を踏まえながら逐一情報等は先生方のお耳に入れて、ご相談してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【木村委員長】 それでは、松尾先生のご発言につきまして、ぜひほかの省庁と連携して、しかるべき筋に強く働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、少し早く終わりましたけれども、大変な暑さですので、このぐらいでよろしいかと思います。

本日はどうもありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

【山口政策評価企画官】 本日は長時間にわたり、ご審議いただき、まことにありがと うございました。

本日の委員会の内容につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事 要旨を作成の上、速やかに国土交通省のホームページにおきまして公表することとさせて いただきたいと思います。

また議事録につきましては、後日その内容を確認していただくため、ご発言のありました委員各位に送付させていただきますので、大変恐縮ではございますが、発言内容のチェック等をお願い申し上げます。非公開の審議部分につきましては、発言した委員個人のお名前を削除して掲載する等の措置を講じた上で公表させていただきます。

それから、資料が非常に多く大変恐縮でございます。後ほど事務局より郵送させていただきますので、そのまま机の上に残しておいていただければと思います。

それでは、以上をもちまして第11回国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させて いただきます。

どうもありがとうございました。

【木村委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —